

## 第2回下野市上下水道料金審議会 議事録

審議会等名 令和6年度 下野市上下水道料金審議会  
日 時 令和6年10月4日（金） 午後1時30分から3時30分まで  
会 場 下野市役所 2階 201・202会議室  
出席者 阪田和哉会長、澤野剛委員、高山芳三委員、稲田正幸委員、長光博委員、津野田久江委員、石嶋恵子委員、鈴木久美子委員、海老原新子委員、伊藤陽一委員、松山裕委員、中村清委員、雨堤和子委員、穴澤美智江委員  
【欠席委員】大島義和会長職務代理  
市側出席者 倉持都市建設部長、野口上下水道局長兼企業経営課長、  
（事務局） 須賀上下水道課長、海老原主幹、照沼主幹、大橋主査  
公開・非公開の別（  公開 ・  一部公開 ・  非公開 ）  
傍聴者 1名  
報道機関 なし  
議事録（概要）作成年月日 令和6年10月9日

### 【協議事項等】

#### 1 開会

（事務局） 野口局長 皆さん、こんにちは。本日は、お足元の悪いなか、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、8月30日の第1回審議会につきましては、多数のご意見等をいただき、誠にありがとうございました。

今回の第2回目でございますが、具体的な料金の改定案等をご提示してまいりますので、委員の皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

まず始めに、本日の出席者は14名であり、会議の成立要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは只今より、第2回 下野市上下水道料金審議会を開会いたします。

#### 2 議事

（事務局） 野口局長 さっそく議事に入りたいと思います。  
議事の進行につきまして、阪田会長よろしく願いいたします。

（阪田会長） 皆さん、こんにちは。本日も活発なご意見、ご議論お願いできればと

思います。よろしくお願いいたします。

まず、本審議会の会議は前回同様、公開となります。

議事録を公開するうえで、発言される方のご氏名を明記する都合がございますので、発言の際は最初に氏名をお申し出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では始めに、今回の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人に指名された委員は、後日、事務局にて作成される会議録の内容を確認していただき、内容に相違が無い場合は署名をお願いいたします。

それでは、本日の会議録署名人は、稲田 正幸委員 と 長 光博委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 審議会のスケジュール（予定）について〈資料1〉

(阪田会長) それでは、早速ですが、議事に入ります。

(1) 審議会のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 議事(1) 審議会のスケジュール（予定）について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。  
大橋主査

本審議会は、今年度中に4回の開催を予定しております。

前回の第1回は、令和6年8月30日（金）に開催し、審議内容は「下野市下水道事業の概要について」でありました。

第2回は、本日、令和6年10月4日（金）、審議内容は「下野市下水道事業の経営状況」であります。内容につきましては、後程ご説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

第3回は、令和6年12月16日（月）、審議内容は「下野市下水道使用料の改定案」としております。開催通知・資料等は開催の約1か月前までには送付する予定です。

第4回は、令和7年1月と記載しておりますが、日程を調整いたしまして、令和7年1月27日（月）午後1時30分から、市役所2階201・202会議室で開催いたします。審議内容は「下野市下水道使用料の答申について」としております。

また、第4回までに審議内容の答申が得られない場合は、第5回の開催ということもあり得ますので、ご周知させていただきます。

以上で議題(1)の説明となります。

よろしくお願いいたします。

(阪田会長) ただ今、事務局から説明していただきました内容について、何かご質

問・確認等ありましたら、お願いいたします。

【質疑等】

(中村委員) さきほど、情報開示の話があったのですが、これはどういう形でしょう。毎回毎回の審議会についての情報、例えば議事録とかそういうものを開示するのでしょうか。

(事務局) 毎回ご提示しています資料と会議録につきましては、市ホームページ海老原主幹にて公開する予定でございます。

(中村委員) ホームページですか。前回の1回目は、もう載せているのですか？

(事務局) すみません。まだ1か月しか経っていないので、前回の委員さんにまだ署名をもらえていませんので、もらい次第、ホームページにアップする予定です。

(2) 下野市下水道事業の経営状況について〈資料2〉

(阪田会長) 次の議題に移ります。

(2) 下野市下水道事業の経営状況について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局) 議題(2) 下野市下水道事業の経営状況について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

海老原主幹

まず、ページをめくった見開きは目次でございます。本日は大きく3つの項目について、ご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

はじめに、1～3ページにつきましては、前回の資料の内容についてのおさらいになります。

まず、1. 経営の原則であります。

下野市の下水道事業会計は、「官公庁会計」から「公営企業会計」へ移行しております。

公営企業会計の特徴は、大きく3つございまして、

まず1つ目は、独立採算の原則により、収益を上げて事業を運営するものであります。

次に2つ目、現金の収入と支出のみを管理する一般会計とは異なり、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表によって、経営や資産状況を、より正確に把握する複式簿記を採用するものであります。

次に3つ目、公営企業は2つの財布を持っておりまして、使用料収入

や施設維持管理費などに係る財布を収益的収支、施設整備や改修工事などに係る財布を資本的収支として区分しております。収益的収支の利益と減価償却費で、資本的収支の赤字を補てんすることでバランスを取り、健全で持続可能な経営を行うものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。

今、お話ししました独立採算の原則についての説明となります。

地方公営企業法第17条の2に基づき、地方公営企業の経費は、一般会計で負担するべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められております。つまり、下水道事業では、下水道使用料による収入で経費を負担し、経営をすることが基本であるということになります。

次に3ページをお開きください。

雨水公費・汚水私費の原則であります。

まず、雨水公費とは、雨水は自然現象に起因し排除による受益が広く及ぶことから、雨水の排除に要する経費は、公費、つまり一般会計で負担することと定められています。これらは、総務省により基準が明確にされていることから、基準内繰入金といいます。

また、汚水私費とは、汚水は原因者や受益者が明らかであることから、私費、つまり下水道使用料によって処理経費を負担することと定められております。下の図をご覧ください。下水道事業の収支であります。右側の雨水処理費と分流式等は公費負担であるため、一般会計からの負担金である基準内繰入金で充てられております。しかし汚水処理費については、下水道使用料では充てきれず、基準外繰入金を充当しているところがございます。これは、下水道使用料により汚水処理経費を賄っていない状況でありまして、一般会計から事業費不足分、つまり赤字分を補てんしてもらっていることを示しております。下水道事業については、下野市のみならず全国的に赤字経営となっていることが現状であります。

それでは、4ページ、2. 下野市下水道事業の経営状況について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

(1) 下野市下水道事業の決算状況であります。

決算書に記載しています損益計算書について、過去5か年分を表示しています。なお、損益計算書は、使用料収入や施設維持管理費などの収益的収支の税抜き額となっております。

左側の区分の内訳であります。収益における営業収益は、主に下水道使用料と雨水処理負担金であります。

営業外収益は、長期前受金戻入のほか、一般会計からの補助金・負担金であります。

費用における営業費用は、施設維持管理等に係る経費や人件費などあります。

営業外費用は、企業債の支払利息となります。

純利益は、収益と費用の差額でございます。どれだけ経営成績を上げたかを確認することができます。

主な内容であります。収入における営業収益は、令和元年度から増減はしておりますが、ほぼ横ばいとなっております。

一般会計からの基準外繰入金は、収益の営業外収益に含まれており、年度毎に事業規模に応じて繰入額が多少増減しますが、一般会計の負担を軽減するためにも、毎年度少しずつ減額させているところでございます。また、費用における営業費用は、近年の物価高騰により、増加を続けている状況であるため、純利益は年々減少している状況です。

6ページをご覧ください。

こちらは5ページの損益計算書の決算額をグラフにしたものであります。後程、ご確認いただければと思います。

続きまして、7ページをお開きください。

令和5年度の収益的収支につきまして、図で表したものになります。この図から分かることは、右側の営業費用につきましては、本来、左側の営業収益で賄うべきものであります。独立採算が成り立っていないため、一般会計からの繰出金等からなる営業外収益で補てんされていることが分かります。

続きまして、8ページをご覧ください。

資本的収支の決算状況につきまして、過去5か年分を表示したものであります。

左側の区分の内訳であります。収入における企業債は、建設改良に要する費用に充てるための地方債となっております。

負担金は、主に受益者負担金・分担金でございます。

国県支出金は、現在の下水道事業は国庫補助金のみの収入となっております。

他会計補助金・負担金は、一般会計からの基準内外繰入金となっております。

続きまして、支出における建設改良費は、管渠や処理施設等の建設または改良工事に係る費用でございます。

企業債償還金は、企業債の元金償還金でございます。

主な内容であります。支出における建設改良費は、各年度に整備すべき事業について予算計上し執行しております。また、収入における企業債や国県支出金は、支出の建設改良費に対して充当するため、基本的には、建設改良費が増加した場合には、企業債等も増加しております。

収入の他会計負担金は、雨水処理に係る基準内繰入金であります。

他会計補助金は、基準外繰入金でありまして、繰入金の全体額が増加しないように考慮しながら、事業費不足分について繰入れている状況でございます。

9ページをお開きください。

こちらは8ページの資本的収支の決算額をグラフにしたものでございます。後程、ご確認いただければと思います。

10ページをご覧ください。

令和5年度の資本的収支について、図で表したものになります。経営の原則においてもご説明しましたが、資本的収支における主な収入は、企業債、国庫補助金、他会計繰入金しかないため、基本的には、赤字となります。この赤字分は、図の左側の一番下、不足額になっております。この不足分につきましては、減価償却費などの損益勘定留保資金や純利益からの積立金などの内部留保資金で補てんされています。

続きまして、11ページをお開きください。

下水道使用料の推移となります。過去5か年分となります。

下水道使用料につきましては、第1回の審議会でも説明しました通り、普及率、水洗化率ともに微増となっているため、使用料も微増となっている状況となっております。

なお、令和2・3年度に大きく増加した要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、在宅勤務が増えたことから、家庭内における下水道使用量が増えたためと考えられます。

また、一番下の行の使用料単価は、下水道使用料収入を有収水量で割った指標であります。この指標につきましては、後程ご説明いたします。

12ページをご覧ください。

11ページの下水道使用料の推移をグラフにしたものであります。後程、ご確認いただければと思います。

13ページをお開きください。

一般会計繰入金の推移であります。過去5か年分を表示しております。

上段は、総務省から繰入れ基準が明確にされている基準内繰入金であります。雨水処理費や分流式などに係る経費が対象となっております、各年度によってバラつきがありますが、約4億円前後となっております。

下段は、基準外繰入金は、事業費の不足分に対して補てんされているものとなっております。内訳は、職員人件費、企業債の償還に要する経費、その他、特定財源の充当がない事業費となっております。

基準外繰入金の金額につきましては、事業費不足分に対して100%繰入れておりません。不足分一部のみ補てんとなっております。一般会計の予算も厳しい状況が続いているため、少しでも削減できるよう、下水道事業会計の純利益やキャッシュフローなどから現預金残高を注視し、繰入金の全体額で調整しているところでございます。

14ページをご覧ください。

13ページの一般会計繰入金の推移をグラフで表したものであります。後程、ご確認いただければと思います。

15ページをお開き願います。

下水道使用料の水準になります。

下水道使用料につきましては、国から方針が示されています。

まず1つ目、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」からの抜粋になります。使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。

2つ目、「全国財政課長・市町村課長合同会議資料」からの抜粋になります。現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m<sup>3</sup>であること等を鑑み、まずは使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に引き上げること、とされています。

ここで、11ページに戻っていただきまして、表の一番下の行に使用料単価を記載しています。下野市の使用料単価は、124円台を推移している状況であります。

下野市につきましては、使用料単価で汚水処理原価を回収できていないため、この使用料単価を150円まで引き上げるべきとのことであり、

なお、栃木県内の他市町の料金改定における資料を確認しましても、すべての自治体において、この150円をクリアできるような料金案の

設定で審議をしている状況でありました。

16ページをご覧ください。

こちらは、県内市町の令和4年度決算時の使用料単価でございます。単価の低い順に並んでいます。

下野市は、124.32円であり、県内で6番目に低い使用料単価となっております。また、令和5年度の決算では、124.62円であり、ほぼ変わらない状況でありました。

なお、第1回の審議会の資料におきましてご説明しましたとおり、料金改定を実施した、又は、実施予定であるとした自治体は6団体ございました。該当は、日光市、高根沢市、小山市、栃木市、壬生町、上三川町でありました。日光市につきましては、令和4年1月改定でありましたので、令和4年度決算は、新しい料金での単価であり、19番目の151.50円と国の基準をクリアしている結果となりました。

また、他の5団体は、令和4年度中以降からの改定であり、令和4年度決算では新料金が反映されていないため、上三川町、小山市、高根沢町は、下野市より低い順位に、また、栃木市、壬生町につきましては、下野市より順位は高い位置ではありますが、すべての自治体において、使用料単価150円を満たしていない状況です。

令和5年度は、まだ決算が公表されていないため使用料単価は不明ですが、料金改定を実施した自治体については、大幅に上昇するものと推測されます。

続きまして、17ページをお開きください。

経営戦略による将来の見通しであります。

公営企業につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定しています。

下水道事業が公営企業会計となりました令和元年度～5年度は決算額を、令和6年度は当初予算額を、令和7年度からは今後の見通しを記載してございます。

主なところで、収益につきましては、下水道使用料は、今後10年は排水人口が微増となるため、横ばいの推移となっております。また、他会計繰入金は、一般会計の予算も厳しい現状であることから、毎年度、少しずつ減額をする計画としております。

費用につきましては、営業費用の経費は、現在の物価高騰がしばらく続く見通し、営業外費用の支払利息は、高利率の償還により減少する見通しとしております。

一番下の行、純利益につきましては、収入が微増であるものに対しま

して、支出は大きく増加しているため、純利益は減少する見込みとなっております。

18ページをご覧ください。

17ページの収益的収支の見通しをグラフにしたものであります。後程、ご確認いただければと思います。

19ページに移ります。

こちらにつきましては、皆様に配布した後、誤りが判明しましたので、本日、お手元に差し替えの資料を配布させていただきましたので、そちらをご覧ください。

一般会計繰入金の見通しであります。

一般会計からの繰入金につきましては、公営企業会計となった令和元年度から5年度の毎年度、9億円前後を繰入れている状況でございます。

総務省の基準に基づき一般会計が負担すべき経費であります基準内繰入金につきましては、毎年度約4億円を繰入れており、残りの金額が基準外繰入金となっております。

一般会計予算の負担を軽減するためにも、この基準外繰入金を減らす必要があります。そのため、令和7年度以降の見通しでは、毎年度、約2%・約1,500万円の削減を計画しております。

この1,500万円を収益的収入、資本的収入のどちらで削減するかにつきましては、表の下に記載しましたとおり、収益的収入の減は純利益の減につながり、資本的収入の減は積立金の減に直結するため、純利益や積立金の状況を鑑みて、配分して削減していく計画であります。

20ページに移ります。

こちらにつきましても、本日、お手元に差し替えの資料を配布させていただきましたので、そちらをご覧ください。

19ページの一般会計繰入金の見通しをグラフにしたものであります。後程、ご確認いただければと思います。

21ページをお開きください。

3. 下野市下水道使用料改定の必要性について、ご説明いたします。

22ページをご覧ください。

(1) 下野市下水道事業会計の課題であります。

第1点目は、経営の原則である独立採算が成り立っていない現状であります。

その中での1つ目、下水道事業は、一般会計繰入金に依存している状況となっており、これは、一般会計予算を逼迫化させているほか、下水道を使用していない市民の税金も投入されていることになるため、公平ではないということでもあります。

2つ目、物価高騰による施設維持管理費が増加しており、現在の物価水準に、下水道使用料が適合していない状況となっております。

3つ目、節水思考や人口減少に伴い、今後は水需要の減少が想定されています。

4つ目、既存施設や設備の老朽化に伴い、今後は改修費用の増加が想定されています。

第2点目、下水道使用料単価が低いという現状であります。

先程、11ページ、15ページのなかでも、ご説明しましたが、近年の下野市下水道事業の使用料単価は約124円で推移しています。総務省の基準として、汚水処理原価を下水道使用料で回収できない事業にあつては1㎡あたり150円に引き上げることとされており、この条件を満たしていない状況であります。

以上のことから、下野市の下水道使用料につきましては、料金改定の必要性があると言えるかと思えます。

続きまして、23ページをお開きください。

(2) 経費削減の取組みであります。

今までの説明では、収入の減が見込まれる、物価高騰により経費が上がっている、などの説明をいたしました。事業を運営するに当たりまして、下野市では、次のような経費削減の取組みを行っています。

1つ目、維持管理費及び修繕・改築費の平準化でございます。

第1回目の審議会でも触れましたが、下野市では、ストックマネジメント実施方針に基づきまして、管渠などの点検・調査・修繕・改築を効率的に実施することで、費用の平準化及び不明水を削減することで、経費の削減に努めています。

ストックマネジメントとは、「施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための術体系及び管理手法」を言います。

次に2つ目、24ページ、農業集落排水事業の統合であります。

市内に8か所整備しました農業集落排水地区を公共下水道へ接続することで、運営コストが高い農業集落排水処理施設の光熱水費などの維持管理費や施設老朽化に伴う更新費用の削減を図ります。参考でございますが、柴南地区は、令和4年度に接続し5年度から供用開始しましたが、維持管理費が約337万円の削減となりました。今後、8地区すべてが

公共下水へ接続された場合、維持管理費は約5,400万円の削減が見込まれています。また、処理場施設が老朽化し、更新する際の建設費は、約23億9千万円の削減が見込まれています。

この他、記載しておりませんが、3つ目といたしまして、前回の審議会のご質問の中にもありました、料金徴収や検針業務を外部へ委託していることも、人件費が大幅に削減され、経費削減の一例となっております。

25ページをお開きください。

(3) 下野市下水道使用料の改定案であります。

改定案につきましては、県内他の市町の改定状況を鑑みて、3つのパターンの改定率をご提示させていただきます。

まず1つ目、改定率が約15%増の案であります。

表が3つございまして、一番上が料金単価についての比較、中央が使用水量別の料金についての比較、一番下が下水道使用料収入と使用料単価の比較であります。

ここでの、改定率を乗じた金額は、端数等の調整は行っていないものとなっております。

改定率15%増の場合、令和5年度決算と比較して分かることは、右下の枠内に記載しておりますが、使用料収入は税抜きで約1億200万円の増となりますが、使用料単価は143.31円/m<sup>3</sup>であり、国の基準である使用料単価150円/m<sup>3</sup>の基準を満たさない結果でございました。

26ページをご覧ください。

改定率、約20%増の案であります。

右下の枠内になりますが、使用料収入は令和5年度決算と比較しまして、約1億3,600万円の増となります。

また、使用料単価は149.54円/m<sup>3</sup>であり約150円となるため、国の基準を満たすものとなりました。また、中央の表において、使用水量20m<sup>3</sup>時の使用料金は3,036円となりまして、地方財政措置での基準である、使用料徴収月3,000円をも満たす結果となりました。

続きまして、27ページに移ります。

こちらにつきましても、資料に誤りが判明しましたので、本日、お手元に差し替えの資料を配布させていただきましたので、そちらをご覧ください。ただければと思います。

改定率、約25%増の案であります。

右下の枠内になりますが、使用料収入は令和5年度と比較して、約1億7,000万円の増となります。これは、令和6年度予算における資本的収入の基準外繰入金1億3,803万円を削減できる収入の増額となります。

なお、改定率25%増の場合、1か月20m<sup>3</sup>当たりの下水道使用料は3,163円であり、県内の市町において4番目に高い金額となります。また、使用料単価は155.77円/m<sup>3</sup>となりまして、こちらは県内の市町において6番目に高い水準となります。

改定率につきましては、第1回目の審議会の資料にも記載しましたが、高根沢町が25.2%増、日光市24.0%増、上三川町20.0%増、小山市18.6%増、壬生町16.3%増、栃木市10.0%増となっております。

栃木市が改定率約10%と低い要因は、16ページでの説明のとおり、元々の使用料単価が136円と高い水準にありました。栃木市も料金改定の目標値としましては、使用料単価を150円とする案で改定したため、結果、改定率は10%程度となっております。

次回、第3回目の審議会は、「下水道使用料の改定案について」を予定しております。

今回の審議会におきまして、検討するに必要な改定案が決まりましたら、事務局のほうで、料金単価の端数調整などを行い、具体的な料金シミュレーションを提示する予定でありますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で議題（2）の説明を終わります。

(阪田会長) 　ただ今、事務局から説明がありました内容につきまして、かなりのボリュームがありましたので、確認したいことや質問したいことありましたら、積極的に意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。

【質疑等】

(石嶋委員) 　3ページ、再掲されている雨水公費・汚水私費の原則の図なのですが、支出の根拠になる図だと思いましたが。下水道の支出のうち、汚水と雨水の割合はどのくらいなのでしょう。

また、市内において、合流式はあるのでしょうか。

(事務局) 　まず、2番目にでました合流式はあるのかですが、合流式は下野市にはございません。

処理費用における雨水と汚水処理の割合は、令和5年度決算の状況ですと、全体の費用の中で、汚水処理費は40%、雨水処理費は6%となっております。他には、分流式の費用、不明水の処理費用等ございます。

(石嶋委員) 経費の回収率、汚水処理費に対する使用料収入はどのくらいですか。

(事務局) 90%です。  
海老原主幹

(津野田委員) 21ページ、使用料改定の必要性ということで、22ページには、会計の課題2つが書いてありまして、総務省基準を満たしていないために改定が必要になってくるということですね。

24ページに農業集落排水事業、約5,400万円の削減を見込んでいますとありますが、公共下水道へ接続する費用も差し引いて、残り5,400万円の削減が見込まれるのでしょうか。

(事務局) こちらは、汚水適正処理構想によって、算出された額でございますが、切り替える費用は含まれておりません。

須賀課長 施設の維持管理費、汚泥引抜や光熱水費、動力費などを8か所分合わせますと、5,400万円の削減になるということです。

(津野田委員) 経費が削減されると言いますが、他にも経費がかかるという理解でいいですか。

(事務局) はい。ただ、1年あたり5,400万円の経費削減となりますので、10年経てば5億4,000万円のように、将来を見通すと、予算的に有利になってきます。

(津野田委員) そして、25ページから、改定案15%、20%、25%と出ていますが、25%にした場合には、基準外繰入金も削減できて、使用料単価も150円/m<sup>3</sup>を超えて、総務省の基準にも満たしているのです、25%の改定がいいのかなという気がしますが、値上げしたとして、この金額がいつ頃まで続くのか。シミュレーションは令和7年度以降15年度まで記載がありますが、15年度まではこのままでいけるのか。

15%でもいいのかなと思いましたが、そういうわけにもいかない、最終的には20%に上げておいたほうが長い間料金改定をマメにしなくて済むような気がしたものですから。

(事務局) 海老原主幹 まず、経営戦略による見通しにつきましては、料金改定をしていないものでシミュレーションをしています。例えば、今ご質問いただきました25%増に改定したとしましても、基準外繰入金はゼロになるわけではありません。極端なお話ですが、理想は基準外繰入金がゼロになることです。従いまして、25%増にしても、今後また、経営戦略等見直しを随時行っていきますので、そのなかで、その時の物価水準等料金改定が必要になってきているのか、一般会計の状況も反映されなければならないと思いますので、今回の料金改定で10年間改定しなくて大丈夫になるとか、そういったことではないです。数年後に行う経営戦略によって検討はしていかなければならない、そういったものでございます。

(津野田委員) 料金改定をマメに変えていくことは大変な作業なのではないかなと思います、お聞きしました。ありがとうございます。

(長委員) 私は、商売をしています。一般会計から補てんされていません。そういう中で、一般会計からの補てんがされなくても、運営ができるという状況が理想なのだと思います。その場合には、何%増になるのでしょうか。

(事務局) 海老原主幹 令和5年度の決算の状況でご説明いたしますと、基準外繰入金をゼロにする場合には、現在の料金から約68%増、決算の状況で68%です。これを予算にしますと、収入は低く、歳出はもちろん余裕がないと払えませんから、歳出は高く見積もりますので、当初予算で経営を成り立たせようとするすると、もう何%プラスしないと、基準外繰入金はゼロにはできない状況です。

(長委員) 改定率が約70%増になってしまうのですか。

(事務局) 海老原主幹 それについては、当然、他の市町も同じことが話題に上がっていたところですけども、なかなか現実的ではない上昇率ということがございまして、どこの団体も20から30%のなかで検討している状況です。

(長委員) 一般会計からの補てんを頼りにしながらの20%、25%増ということですか。

(事務局) 海老原主幹 はい、そうです。

(長委員) 下水道を利用していない人のことを考えると、実際、これから維持費はもっとかかってくる、劣化・老化していきますから、マメに料金改定できないとすれば、もうちょっと（改定率上げる案を）考えておいてもいいのかもしれないと感じます。以上です。

(石嶋委員) 第1回目の説明資料3の15・16ページで農業集落排水施設のことが説明されています。そこに、下水道使用料と管理費用が載っていますが、随分ばらつきがあります。黒字経営しているところもあれば、かなりひどい状態のところもあります。こういうところを公共下水道に接続するわけで、既にしたところもあって、公共下水道の会計に組み込まれていっていると思われませんが、この金額は単年度ですか。

管理費と下水道使用料しか記載されていませんが、いろんな補助金が使われたり負担金が使われたりといったなかで、今回の説明資料2の8ページ 資本的収支の他会計補助金というものがあります。こういうところから農業集落排水事業に基準外繰入金が発生していることはありますか。

(事務局) まず、第1回資料の16ページにつきましては、単年度の数値でございます。海老原主幹

今回の資料の8ページ 他会計補助金は、資本的収支であり、管渠を整備するとかそういった費用に対する補てん額であります。さきほどの管理費用は収益的収支でありまして、財布が違うので、8ページの他会計補助金が施設維持管理費に充てられるといったことはございません。

(石嶋委員) 言いたいことは、収支状況の資本的収支の他会計補助金、いわゆる一般会計からの基準外繰入金の収入で、令和5年度は1億7,866万円になっていますが、この内訳が、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水にそれぞれいくらなのかわかりますか。

(事務局) 内訳につきましては、公共下水道へ約3,700万円、特定環境保全公共下水道へ約4,000万円、農業集落排水へ1億円となっております。海老原主幹

(石嶋委員) そうなると、公共下水道に農業集落排水を接続することによって、経費が浮く。ここですでに、基準外繰入金はかなり少なくなるということも考えられますよね。公共下水道への金額はそれなりに増えるかもしれないけれども。今の金額を聞いてビックリしたのですけれども。

(事務局) 一点付け加えるのであれば、建設改良費には充てていません。昔、農業集落排水を整備した地方債元金を返す費用に充当するための補てんとなっております。

(石嶋委員) わかりました。

(阪田会長) それはまだしばらく続くのですか。

(事務局) はい。今は詳細な資料が手元にないのですが。  
海老原主幹

(稲田委員) 国の指針で、今回150円/m<sup>3</sup>ということで、それを指針として、動こうというところが感じられるのですが、実際のところ、前回の資料313ページの中では、污水管が非常に目立つのですが、耐用年数を迎えるものが令和16年から非常に増えてしまうといった状況にあります。污水管や雨水管だけの話ですけれども、浄水施設等も、今後、耐用年数50年を迎えたりすると、どうしても劣化してきて、全部変えなければいけないとなると、現状の段階で、令和6年、7年の話で、150円/m<sup>3</sup>にしようという話に対して、あと10年もすれば、恐ろしい話がかくるところから鑑みて、現状でこうしませんか、みたいな話には至らないのでしょうか。

事前に担保はできないとは思いますが、なるべくある程度頑張っておいて、急激な変化が伴わないようにするなど、要するに、おざなりにして、後々すごいようになるところをなくすような動きというのはやらないのでしょうか。大きな考え方の話ですけど。

(阪田会長) 維持管理費の経費が大きくなる、そのリスクがあるので、その見通しを立てながら、料金に落とし込むのが難しいところだとは思いますが、そういった議論もあっていいのではということですね。

経費の見通しなどについて、今日も今後の経費等々の10年くらいのシミュレーションがありましたけれども、何か見込まれている部分がありますか。

(事務局) 23ページ 経費削減の取組みの一つといたしまして、今話に挙げたものは、維持管理費及び修繕・改築費の平準化ということで、令和2年にストックマネジメント実施方針というものを策定し、今抱えている固定資産すべてに対して、今後定期的に点検を行いながら修繕・改築が

必要なところを早期に発見することで、放置することなく速やかに修繕・改築に取り掛かることにより、施設の長寿命化を図りながら、この棒グラフ、13ページにございますような、急激な汚水管路の老朽化による突発的な修繕・改築費用を平準化していこうというような流れの取組みになってございます。令和3年から現在令和5年までにある程度点検調査を進めてきてございます。併せて、次年度から一部修繕・改築の緊急度が高い箇所は5か年計画を策定したうえで、具体的に修繕・改築工事に取り掛かっていくといった準備のほうを進めているところでございます。調査費用は、極力、国からの支援・財源のほうを嗜んでございます。長寿命化の分野につきましては、国のほうも、今後、全国において急激な老朽化で大幅な工事をするのを危惧しておりまして、積極的にこういった問題の予算の方をつけていただいておりますので、私どものほうも、そういったものに積極的に応じながら、皆さんにより良く使っていただけるような施設管理を進めていきたいと考えております。

(稲田委員)

国からの支援というのは、調査費用というところで、修繕に関しては今のお話でいうと、自治体側が持つというところだと思うんですけど、一つにご質問でいうと、工法はどうしても地面を掘り返して対応しなければいけないというところから考えると、お金がかかるので、というところで、世の中的には大分安くあげるやり方をやられているのではと思うのですが、そのあたりの話も含めて、どれくらい今後費用がかかってきますというところも開示いただいた方が今後上下水道、費用がかかってしまいますよというところのご説明に対して非常に説得力がでるのではないかと個人的には思っております。

(阪田会長)

これまでの資料、主に数値化されているのは、現状がこうなっていますというところが中心だと思います。今後については、さきほどの話にもあったとおり、調査点検してみないと具体的にわからない部分もあるかとは思いますが、今後のリスクの部分を含めて、お示しできる数字があれば、そこは提供していただけるような努力をしていただければと思います。

今後、維持管理が非常に厳しくなってきたときに、今日資料のなかで国は150円/m<sup>3</sup>という数字がありましたけれども、もっととらなければダメじゃないか、といったことがあるかもしれませんし、どうなっていくかわからないところもありますから、今後また改めてこういったことを議論しなければいけない場面が、何年後なのか十何年後なのかあるかもしれないので、備えも含めて、お示しできるところを手に入れていただければと思います。

(高山委員) 先ほど、70%上げないと、基準外繰入金がゼロにできないとありましたが、実際に、使用料単価をいくらに引き上げるとペイされるのでしょうか。

(事務局) 令和5年度決算であれば、約4億6,000万円を解消するためには、海老原主幹 209円/m<sup>3</sup>となります。

(稲田委員) 先日テレビを見ていたら、宇都宮の浄水関連で変わった取組みをやっています。取水しているところで、水が悪いかどうかを見るために、マスをお飼っているらしいです。結構付加価値のあるマスで、すごくおいしいマスを養殖していて、どうも売り出す話がでていっているのです。そういった自己採算というところ、他の儲け口を考えるなど、下野市はできないのかというところのご意見になります。

(事務局) 須賀課長 先ほどの話は水道施設だと思うのですが、私どものほうも水源を地下水100%頼ってございまして、井戸からくみ上げた水は着水井、池があるのですけれど、そちらで、鯉をお飼っておりまして、水質の異常を生き物を使って、皆様に提供する材料となる水の安全性を確認はさせていただいてございます。一時期ニジマスを池で飼っていた時期もございました。現在は雑食性が高く生命力の強い鯉に替えさせていただいて、水質管理を行っております。

下水道のほうは、流域下水道ということで、すべて県の流域下水道という枠組みのなかで、下水をきれいに浄化していただいております。県の取組みといたしまして、メタンガスを電気に還元したりとか、太陽光ソーラーパネルを処理施設に設置して、使用電力への還元に努めたり、いろいろと取り組んでいるところでございます。

野口局長 今お話いただいたのが、宇都宮市水道でヤシオマスの養殖ということですね。ホームページを拝見しましたが、課長から説明があったのは、観察池というもので、そこに水を一部入れて、鯉をお飼って観察しているということで、宇都宮市とは、施設のレベルが違うというところがあるかなと思います。ストロベリーサーモンという名前で養殖してこれを売っていかうという取組みをやられているみたいですね。

(稲田委員) 別に同じことをやった方がいいと言っているわけではないので、それとはまた違ひまして、例えば、下水道だったら、下水処理のために、魚で浄化させることもあるかと思いますが、まさに鯉も浄化させるための魚

であって、かなり汚いところでも生きられる魚の代名詞ですが、それと同じような資質を持つ特殊なグッピーを飼ったりするみたいな、例えばですよ。どこかと同じことをしようという話ではないです。何かそういった取組みはされないのでしょうかと思っただけです。

(中村委員) 今のお話で関連するのですが、新聞に先日、下水汚泥を肥料化するといった記事が載っていたのですが、これは県の方の話になるのでしょうか。お分かりになれば、教えてください。

(事務局) 須賀課長 東日本大震災の影響がございまして、一時、県流域下水道処理施設のなかで、発生した汚泥をコンポスト肥料化しまして、配布する活動がございました。しかしながら、放射能汚染が完全に払拭されていない状況でしばらくそういったことはできなかったようです。

最近ですと、下水道の汚泥に含まれるリンがあります。日本には存在しない鉱物資源のため、100%海外から輸入しているというのが現状です。下水道汚泥に含まれるリンが、日本全国でどれくらいかといいますと、1年間の輸入量の約30%が汚泥のなかに含まれているとのこと。国のほうでも、下水汚泥の再生利用を努力義務化した状況であり、既に政令指定都市などではリンの回収が開始されており、今後は、全国的に展開されていくものと思います。

(中村委員) それを販売したときの利益は県の方に入ることでしょうか。少しでも下野市に還元できないのでしょうか。

(事務局) 須賀課長 それをもし売って、財源・収入源として得られれば、県に払う負担金も安くなってくるのだと思います。実際の実績はまだなされていないので、アンテナを高くして、気配・動向については、注視していきたいと思っております。

(伊藤委員) 16ページ 県内市町の使用料単価なのですが、上三川町・小山市・高根沢町・栃木市・日光市・壬生町ということで、単価はどれくらいになるのか確認はとれているのでしょうか。

(事務局) 海老原主幹 単価はまだ公表はされておられませんので、令和5年度決算はまだわかりません。

(伊藤委員) 下野市も単価を上げるかどうかというお話をしているかと思うのですが、先日、ある小学校の校長先生とお話をする機会があったのですが、

「今、小学生は水道水を飲んでいますか？」と聞いたところ、ほとんどの小学生は水筒を持ってきていて、中身は浄水器やペットボトル飲料水だそうです。

「小学校では、水道水は何に使っているのですか？」と聞いたら、体育の後の顔を洗ったり、手を洗ったりだそうです。飲む意識はなく、コロナ禍にみんなで共有しないということで、水道水を使い始めてから、今でも子どもたちは水道水を飲み水に使わないというのが現状です。

前回の会議で、家では、奥さんと2人暮らしで1週間6リットルだから、1か月で24リットル、夫婦2人で48リットル、よその水を買ってきて、トイレに流します。そういった状況で、水道使用水量では測れない、下水道に流す水量の割合がどんどん増えていくのだと思います。

そういう状況を鑑みたくえで、料金設定を考えていかないと、先ほど段階的に上げた方がいいとありましたけれども、まさしく、いつになっても追いつかないと思います。一般会計からの繰入れを少しずつでも抑えていくという形をとるためには、そういう考え方も必要だと思うので、今の段階では、料金設定の考え方に入っていますか。

(事務局) 基本的には、下水道使用水量は水道使用水量と同量ですので、考え方には入っていません。井戸水を利用されている方については、どれくらい流れているかを一人何 $\text{m}^3$ というのが、認定水量として計算しております。

確かに今おっしゃられた、他から持ち込んだものは測りようがないため、含まれていないというのが現状でございます。

(中村委員) 最初の説明の時に、料金の改定が前回から13年経過しているということなんですけど、この間に料金値上げの諮問がされているのかお伺いします。

(事務局) されていません。

海老原主幹

(中村委員) 今回のこの諮問のトリガーとなったのは、150円/ $\text{m}^3$ ですか。

(事務局) それもでございますし、一般会計の負担を減らすということもございませぬ。

海老原主幹

(中村委員) 今までずっと赤字補てんされていたわけですね。

(事務局) 基本的には、他の自治体もそうなんですけども、6団体ほど料金改定

海老原主幹　　されていますが、令和3年、4年から検討をされはじめています。それは物価高騰が始まったところで、費用がかさみ始めたため、通常賄えていかなかったものが、さらに一層苦しくなったところで見直しの検討がはじまったのだと思います。

(中村委員)　　庶民も物価高騰でかなり厳しい状況だと思うのですが、タイミング的に非常に悪いというかそんな印象を受けるのですが、特に生活困窮者は、どのくらいおられるかわからないのですが、結構ダメージが大きいような気がするのですが、そのあたりについては何か考えがありますでしょうか。

(事務局)  
倉持部長　　確かに生活困窮者のことを考えれば、何でもかんでも高騰ということに関しては、ダブルパンチのようになってしまっていて、大変かもしれませんが、物価高騰の今上げないと、結局上げる機会もなくなってしまいうし、いつやればいいのかという話になってしまうので、事務局の方からもありましたけれども、いろんな物価、為替等ありますけど、このタイミングの方でできればお願いしたいという考えでございます。

(中村委員)　　例えば、内部留保が少なくなっているとか、そういう要因もあるのでしょうか。

(事務局)  
倉持部長　　確かに、一般会計の内部留保でいわれる財政調整基金も年々下がってきているということもございまして、合併したばかりの時には、合併特例債も使えて、色々事業ができたのですが、それがなくなってしまった以上、補てんされる金額というのは、財政調整基金しかなくて、それも少なくなってきたという状況でもあります。

野口局長　　下水道使用水量は水道使用水量と同量として使用料をいただいているところではありますが、節水型の機器というのがどんどん普及はしてきていますので、人口は増えても水量は増えていかない状況も実はございまして、今後、人口が増えても、料金が増えていくかというシミュレーションも入りまして、なかなか今後は料金もふえていかないだろうということも見越してのということもございまして。

(中村委員)　　今回、下水道からはじまったわけですが、上水道も同じような財政状況ですよ。このストーリーから考えると、上水道料金も(値上げ)となってくると、我々払う側からするとダブルパンチになると思いますが、上水道料金の諮問の話はまだでていないのですか。これは市長に聞く話

かもしれませんが。

(事務局) 野口局長 上水道は平成27年が水道料金のピークでありました。そこから少しずつ下がってきているところですので。

倉持部長 下水道よりは水道の会計の方がまだいい状況です。水道は昔から長い時間をかけて整備してきたところですよ。下水道は昭和終わりごろから一気にどんどん整備を進めてきたということもあって、それに対しては、債務・起債をつかって、先ほどもお話ありました、農業集落排水は特に一気に整備しましたので、結局、借金して設備投資していますので、その返済が今になってきているといった状況がございますので、急速な下水道の整備の負担が今になって反映されてきている。それに比べて、水道は前からずっと整備をしてきていますので、下水道より会計はまだいい方なのかなと思います。ただ、これから先、マネジメントを考えれば、水道も老朽化は進んできていますので、それらも一緒に考えて、料金を考えていかなくはとは思っています。

(石嶋委員) 農業集落排水の件、お話にでたので、今、胸に落ちたという感じです。結局はやってしまったもの、起債をしていて、その起債が結構大きいから、公共下水道につないでも、残されていてそれは順次返さなければいけない。国庫からの補助金や県からの補助金、一般会計からの基準外でだしている繰入金も金額が大きいのではないかという感じがしました。

7ページの収益的収支の図を見ると、当年度純利益が2億9,000万円、3億円近くでているわけですが、数字のやり繰りというのがあると思いますが、一番初めに質問したように汚水と雨水の図によって、印象付けられてしまうものがあるので、パーセンテージをお伺いしましたが、わかりかねます。そんなわけで、7ページの収益的収支においては、どうにか収まっているわけですよ。だけど、10ページにいくと、不足額の5億円が出てくるわけですよ。この不足額がどうにか補てんできているのですよね。利益剰余金、先ほど中村委員からも内部留保のことがでていましたけれども、今後、どの程度大丈夫だと見込んでいるのでしょうか。

それによって、どの程度、必要な工事は業者さんに発注しなければならない、それに伴って、お金も準備しなければならないということになりますと、お金を銀行なり借りれば、必ず返済しなければならない。そこにまた返済するものについて、補助がでるような、そういう面倒くさい仕組みになっているのだなということがおぼろげながらわかってき

たのですが、内部留保資金というのが、今どのくらいあって、どのくらいの間、心配ないかという感じでののでしょうか。

(事務局)

心配ないかということにつきましては、心配であります。

海老原主幹

純利益を生み出しまして、決算の結果、これだけ純利益が生まれまして、これを積立金等に積み立てを行って、補てんする元をつくっているのですが、つくったところで結局不足額がでるので、そこに充てこむと、自転車操業じゃないですけども、グルグル回している。結局、これで一般会計からお金をもらわないということになりますと、単純に純利益はなくなる。そうすると、留保資金は生まれません。そうすると、補てんに充てられるものがなくなる。そうすると、単純に資本的収支の支出ができなくなる。建設改良はできなくなる。そこにつながってきますので、純利益がどうだったかですとか、不足がいくらだったらいいかそういったことは一概に言えないです。これらのバランスで成り立っているというのが、企業会計ですね。なかなかわかりにくくて申し訳ないんですけども。

(稲田委員)

営業外収益が大きすぎるから、純利益が呼びでないのは、誰が見てもわかると思うんですけど、これをなくせて言われているのですから、すごい課題ですよ。一般会計繰入金13億7,000万円、これは大変ですよ。

(阪田会長)

なかなか会計が収益的収支と資本的収支とで分かれていて、さらに本来、料金収入でやる部分と一般会計から入れていいという雨水等の部分もあり、お金が足りないから入れている部分もあり、非常に複雑になっている、わかりにくくなっているところがあります。シンプルに今貯金がいくらあって、毎年どれくらい減っているかというものがあれば、すごくわかりやすいのですが、なかなかそれがお示ししづらいところもあるかとは思いますが、本来そのあたりも含めて、長期的な見通しを立てながら、議論できるようにするという目的で公営企業会計に切り替えたはずなので、もう少しわかりやすくなっていくとよりいいのかなと思います。私も難しいな、もう少しわかりやすくなるといいなと思います。なかなか悩ましいですね。

(長委員)

資料等見ていますと、料金を改定するしないはいずれにしても、改定も伴うでしょうけれど、経営状況と料金の改定とある程度定期的にはやっておかないと、今回は改定しなくても大丈夫ですよ、今回は改定しないとダメですよと、いよいよ赤字になったから料金改定しましょうと

ということよりは、ある程度定期的に検討しておいた方がいいのかな。さっきの伊藤委員の話ではないけれど、水道使用水量は増えないけれど、下水道へ流れる水量は増えているような現状ですからね。そんなことも含めると、水道の料金イコール下水道の使用料とはならないという部分もあるかと思えますから、そんなこともいろいろ今後のための参考意見にはしてもらった方がいいのかなと思います。

(阪田会長)      今回は、公開の場という形で記録も残しつつ、資料もオープンにしつつ、議論ができていますけど、審議会が終わった先の話ということですね。そのあとまた、にっちもさっちもいかなくなってから、どんと上げるという話がでてきても、それは困るということになります。もちろん、行政のほうで、数字のほうを毎年確認しているとは思いますが、そこである程度危機感を持ちながら、考えているとは思いますが、ある程度定期的に情報をオープンにしたり、市民の皆様にもそのあたりの状況を知っていただけるような場を設けていただいたりですとか、工夫して、状況に応じて、やっていただければと思います。

(伊藤委員)      補足でいいですか。先ほど、貧困世帯が値上げすると苦しいのではという意見があったと思いますが、低所得者世帯には、コロナ以後は、去年も今年も、一定額を市から又は県と国の補助をもらって、振り分けしています。また、子育て世代の子ども一人に対していくらというのも出ています。片親世帯にも出ています。ですので、先ほどの低所得者世帯に対しても、例えば、補助金がでました、これ下水道料金に使ってくださいねという名前はできませんが、ある程度一定の金額はでているので、その中でやりくりしてくださいといった費用の中の一つに下水道料金も入ると思うので、見捨てているわけではないと思います。

(阪田会長)      いろいろご質問等々ご意見含めて出たと思うのですが、これまでの議論のなかでもありましたけれども、22ページのところで、市としては、これが課題なんですというまとめのように書いていただいているわけですが、一般会計からの繰入金というところが課題になっているところで、独立採算でやらなければならないといったところが成り立っていませんというところ、そういうケースで、使用料単価で汚水処理原価を処理できていないというところは1立法メートル当たり150円にするというのが、国の方では、そういった方針を出していますし、その水準でお金を集めてやるということを条件に国からもサポートのお金はそれを元にしながらでている、それより安くすると、自治体が自分たちで負担してやってくださいということになってくるので、当然、一般会計はまた苦

しくなる、綱渡りになるといったことがまとめられているところだと思います。

下野市は、使用料単価、124円前後で推移しているという話もありました。ですので、料金をどれくらい上げるかという話があとはあって、今の料金でこれからもいいよねという話にはなかなか難しいのかなと思います。議論の中で、下水道を使っている人と使っていない人もいるじゃないかという話も当然ありました。公平性を考えても、一般会計から補てんしてもらえばいいという話にはならないかというところは皆さんの共通認識になっているのではないかというのは、議論を聞いていて感じました。

市のほうで出していただいた料金改定は、3つのパターンです。15%アップ、20%アップ、25%アップ、あとは70%くらい上げないと、最終的には独立採算にならないのではという話も挙がりました。流石に70%という答申にしまうと、利用者の方も一気に上がりすぎてしまうと大変ということもありますので、他の自治体の様子も見つつ、ということも考えると、このあたりが妥当な改定率なのかなと思うのですが、この3つの選択肢について、今ざっくりと数字を示していただいていますので、次回はこの料金改定の幅について、何パーセントの案がいいのかという議論をしていただかなければいけないので、事務局のほうからより正確で、より詳細な数字を出していただく必要があると思いますが、この3つを軸に、次回議論するということで、よろしいでしょうか。あるいは、もう3つでなくても、これでいいというのが見えているといった意見があるのであれば、そこに絞って、より詳細なものを提示いただくとしたほうが、パターンが減って、皆さんにとってもよりわかりやすい資料になるのではないかと思います。このあたりどうでしょうか。

3パターン、2パターン、1パターンあるいは足りないからもう1パターン出した方がいいなど、そのあたりのご意見ありましたら、伺いたいとおもうのですが、いかがでしょうか。

(長委員) 事務局の希望は25%なのですか。この3つのどれでもいいよという意味なんですか。

(事務局) 15%の案ですと、150円/m<sup>3</sup>に満たないかな、20%の案は端数を見れば、おおむね150円/m<sup>3</sup>を超えるかなといったところがございます。25%にすると155円/m<sup>3</sup>ぐらいまで上がってくるので、当面は大丈夫といった規模感では事務局でも思っています。

- (長委員) 何回もこまめに上げるというわけにもいかないでしょうから、25%が落とすところなのかな。そんなところなんですか。
- (事務局) 審議会ですので、私たちのほうから誘導するようなことは控えさせていただきます。倉持部長
- (阪田会長) 150円/㎡というところかというと、ほぼピッタリになっているのが、20%のところなんですよ。よりもっとということだと25%というところで、その2つが妥当なのかなと。
- (稲田委員) 150円/㎡というのは、国の指針であって、それをやれと言われて、わかりました、というのも、兵隊じゃないのだから、ちゃんと自治体で考えて、先のことを考えればどうだよねと、だいたい見えているのではないですか。そんな議論ではなくて、もう見えているので、そこを具体的に皆さんで意思統一しましょうという話ではないですか。
- (長委員) こうしていききたいので、この案でいかせてくださいといった方がいい気がします。
- (雨堤委員) ざっくりとパーセントで見ていきまして、20%、25%となりますと、かなり一般市民としましては、値上がり幅が大きいなというのが、率直なところですが、基準外繰入金を少しでも削減して赤字を埋めていくというのはとてもよく理解できますし、料金改定は今回初めてやるわけですよ。もし、これを20%くらいで抑えておいて、次に料金改定をやるとしたら、5年後か10年後か、いろいろ推移を見てだと思っておりますが、いつごろかというお考えはありますでしょうか。
- (事務局) 具体的に何年に一回検討しなさいといったルールはございません。しかし、公営企業として、今の状況を把握するために経営戦略というものを策定してございます。こちらにつきましては、4年か5年に一度、必ず見直しをはかることとされてますので、やはり経営戦略の更新時期と同じスパンの間隔で料金というものは見直しをはかるべきものと一般的にはされています。
- (雨堤委員) わかりました。4、5年のスパンであれば、理解もできるかなと思います。一気に25%となると厳しいものもあるかなと思うので、次回検討させていただきます。

15%の案につきましては、個人的希望ではそれに越したことはないのですが、すごく老朽化が進行したことで、テレビでも今盛んに、漏水や地盤沈下、破裂した下水道管等が報道されており、工事中に亡くなられた方もいらっしゃいました。そういった悲惨なニュースを見ると、やはり常に点検をしっかりと行き、きちんとした下水道管を維持していかないと、ライフラインとして、私たちにもそれが降りかかってくるということは重々理解できました。15%で厳しければ、20%でもと思います。個人的にこの審議会に参加して、値上げというアレルギー反応のように拒否反応があったのですが、すごくいろいろ理解はできましたので、次回審議会で検討したいと思います。

(松山委員) 一般会計繰入金に依存しているという話があったのですが、一般会計から繰入金というものが全体の何%ぐらい下水道事業に入っているのか、税金が投入されているので、そのあたりの情報も入れておいた方がいいと思います。各年度の収入全体から何%充てているのでしょうか。

(阪田会長) シンプルに一般会計からどれくらい市民の皆様の税金から補てんされていて、どれだけ利用者のお金で賄われているのか、よりわかりやすいかたち、料金改定により、ここがこれだけ改善されるからという、公表資料としてもいいと思いますので、努力していただければと思います。

他によろしいでしょうか。

それでは、15%、20%、25%、この3つの改定案でより具体的な料金設定について、より詳細な資料をもとに次回審議会にて検討していくということにさせていただきます。

これで本日本日予定された審議内容は終了いたしました。

長くなってしまいましたが、ここで、わたくしの進行は終了となりますので、事務局へお返しします。

### 3 その他

(事務局) 長時間の審議、ありがとうございました。次第の3番 その他としてご用意してございますが、今回の審議内容以外の事で、ご質問等いかがでしょうか。

(稲田委員) 先ほど言われたように市では道路陥没などの情報は把握されていますか。

(事務局) 倉持部長 配管からの漏水というものはございますが、本管からではなく、各家庭から接続した部分のところからが多いので、大規模な陥没などは今のところありません。

(事務局) 野口局長 次回以降の審議会の開催日についてお知らせいたします。  
第3回目は12月16日(月)となります。会場は、本日と同じ、市役所2階の201、202会議室で開催いたします。【訂正：203会議室】  
また、第4回目につきましては、先ほどの議題(1)でご説明いたしましたとおり、令和7年1月27日(月)午後1時30分から、市役所2階の201、202会議室で開催いたします。

#### 4 閉会

(事務局) 野口局長 それでは、以上を持ちまして、第2回審議会を閉会いたします。  
本日は大変ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。